

# 平成 29 年度下野市当初予算編成方針

H28. 10. 14

## 1 本市の財政状況

本市の財政状況は、平成 25 年 3 月に策定した「第二次下野市長期健全化計画」（以下「健全化計画」という。）に基づき、健全財政運営を維持しているところである。これは、これまでの事務事業や補助金の見直し、各種基金への計画的な積立並びに、積極的な地方債繰り上げ償還など様々な取り組みによる成果であり、このことは各種財政指標の推移からも確認できるところである。

しかしながら、今後の課題として、歳入の根幹をなす市税収入は比較的安定している状況ではあるものの、今後の増加要因が見いだせないこと。また、市税と並ぶ主要な一般財源である普通交付税においても、本来の本市の算定額となる一本算定に向け、平成 28 年度から段階的縮減期間に突入し、合併特例期間の終了となる平成 33 年度には、縮減前の平成 27 年度算定額と比較して約 10 億円の減収が見込まれること。更に、これまで有効財源として活用してきた合併特例債も活用限度額が迫っている等が挙げられる。

昨今の社会情勢として本市も例外なく少子高齢化の進行等による医療福祉関係経費など社会保障費の増加は避けがたく、市負担分も確実に増加する状況にある。このほか、「第二次下野市総合計画」（以下「第二次総合計画」という。）に基づく重点プロジェクトをはじめとする各施策への取り組みや、既存施設の老朽化対策と再編検討も不可欠であることから、公共施設等総合管理計画に基づく後年度の長期的な維持管理経費抑制を視野にした新たな投資も想定される。

こうしたことから、引き続き合併特例期間終了後の財政運営に備えた経常経費の削減と財源留保への取り組みを堅実に努めることが必要である。

## 2 国・県の動向

内閣府が発表した 9 月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、このところ弱さもみられるが緩やかな回復が続いている。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。」としている。

これを受けた国の基本的態度として、東日本大震災からの復興・再生に向けて取り組むとともにデフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとしている。

また、県においては、平成 25 年度に策定した中期財政収支見込みで、平成 31 年度までの各年度において財源不足を見込んでいることから、行政経費の削減等による収支均衡予算編成を目指す一方、義務的経費である医療福祉関係経費の増のほか、総合スポーツゾーン整備等など新たな行政需要への対応等により、平成 29 年度の市町村への財政支援についても、一層厳しい状況が想定される。

### 3 編成の基本方針

平成 29 年度の当初予算編成に当たっては、第二次総合計画に位置づけした重点プロジェクトへの確実な取組と併せ、平成 27 年度に策定した下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に掲げる基本目標に則した施策・事業の展開による地方創生や地域活性化に積極的に臨むものとし、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2016」の影響や県の動向、更に、各施策の実現に有効な財源となる国の経済対策を看過することなく情報収集に努めるものとする。

以上のことから、行政需要は拡充する傾向にあるが、引き続き、健全化計画の遵守による健全財政を堅持した、「下野市創生実行予算」と位置付けて編成するものである。そのためにも、事務事業評価に基づく施策の優先順位の洗い直しと無駄を徹底して排除することの双方を目指した、メリハリのついた予算とする。

なお、編成のための基本的な考え方として、特に重要な次の 5 項目を示すので、十分に留意のうえ、編成作業にあたること。

- (1) 第二次総合計画に定める重点プロジェクトへの積極的取組
  - ①重点プロジェクトへの計画的な実行
  - ②重点プロジェクトのための予算の確保（投資的経費、経常枠内経費）
  
- (2) 総合戦略における 4 つの基本目標に則した事業への積極的取組
  - ①魅力的で安定した雇用創出
  - ②東京圏からの新たなひとの流れの創出
  - ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
  - ④安心な暮らしを守り幸せを実感できるまちづくり
  
- (3) 事務事業評価に基づく事業の選択と集中
  - ①既存事業の実施効果と必要性、継続性の検証
  - ②施策の優先順位の洗い直しと徹底的な無駄の排除
  
- (4) 地方債の活用見直しと地域づくり事業推進基金等の積極的活用
  - ①活用期限が迫った合併特例債の計画的な活用と見直し
  - ②財政措置の有利な起債の積極的活用（合併特例債依存からの脱却）
  - ③地域づくり事業推進基金の有効活用
    - ・地方創生事業への有効活用
    - ・地域コミュニティ活動事業などの地域活性化への有効活用
  
- (5) 普通交付税の段階的縮減への対応
  - ①第三次行政改革大綱実施計画の全庁的な取組による事務事業の見直し
  - ②公共施設等総合管理計画に基づく統廃合も含めた施設運営の見直し
  - ③イベント開催時の協賛金や広告収入など新たな収入源導入
  - ④定員適正化計画に基づく職員人件費の削減

## 4 査定の重点ポイント

予算編成時の大きな課題である健全財政の堅持と第二次総合計画に基づく事業着手を基本とし、本年度においては、次の5項目を査定の重点ポイントとして定めたので、各部局内の十分な協議・調整の結果に基づき、適正な要求をすること。

### (1) 第二次総合計画と総合戦略の実行に向けた予算措置

平成 29 年度は、第二次総合計画に基づく予算編成の2年目となることから、計画事業を確実に実行することを目指した予算措置とすること。

また、総合戦略の基本的な考え方である少子化対策及び定住化促進施策の更なる充実を目指した予算とすること。

### (2) 投資的経費（一般財源分）の枠配分による計画的な執行

枠配分額を査定の上限とするので、各部局が主体となり、施策の片寄りが無く、最大限の効果を見込まれるよう、部局内で配分枠の範囲内に調整すること。

### (3) 経常枠内経費（一般財源分）の枠配分による2%削減

・前年度の当初予算経常枠内経費から、2%の削減額を設定

第二次総合計画や地方創生事業等各種施策への取り組みを要することから、上記の算定方法による枠配分額を査定の限度額とするので、重点プロジェクトといえども経常経費の計上にあたっては、各部局内調整も視野に入れながら、事務事業評価に基づき、事業の選択と集中やスクラップ&ビルドの原則により、主体的な調整を行うこと。

### (4) 個別査定の重視

枠配分による部局内調整を尊重するものとするが、部局内調整にあたっては、各事業の執行計画や予算規模等を十分考慮したものとすること。

なお、事業内容の確認を行うため、個別査定を行うこととする。

このほか、補助金については次の点に留意した査定を行うこととする。

#### ○団体運営費補助金の継続的な見直しによる予算措置

全体的な補助金見直しについては、3年毎に実施しているが、平成 29 年度交付額（予算要求額）の算出に当たっては、補助金の効果検証を実施のうえ、継続的な見直しと更なる改善工夫に基づくものであること。

### (5) その他

#### ○インセンティブ予算制度の導入に向けて

平成 29 年度において、新たな試みとして職員の創意工夫による事業費節減努力により生じた削減額を翌年度の予算編成枠配分額に反映（加算）する、いわゆるインセンティブ予算制度の導入を予定しているため、各事業とも更なる改善工夫に務められたい。

## 5 要求基準等

以上を踏まえ、各部局においては国・県施策の反映は基より、下野市の地域資源を生かした魅力の向上の観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中、スクラップ&ビルドの原則に基づき、主体的に事業の再構築を行い、別に定める「予算要求要領」のほか、次の留意点を遵守し、予算要求すること。

## 6 予算要求の留意点

- (1) 各部局とも自らの判断と責任において、市民ニーズを的確に把握した上で事業の優先順位を見極め、メリハリの効いた要求とすること。また、事業手法の見直しや自主財源の確保など、歳入・歳出全般にわたる事業内容の徹底した見直しを図ること。
- (2) 国・県補助金の導入について最大限の努力を図り、財源の確保に努めること。  
市単独事業は、事務事業評価結果を勘案しつつ、事業継続の必要性を再検証し、廃止又は大幅な見直しを図ること。とりわけ、事業費と受益者数を比較し効率性の悪い事業は見直すこと。
- (3) 国の経済・財政再生計画に対応するため、各部署においては、情報収集に万全を期することはもより、近年の傾向にみられる年度末の国の補正予算への効果的な対応として、新年度要求予算のうち今年度補正予算（3月補正等）により早期着手（前倒し予算措置等）となる事態も想定し、準備を進めること。  
不透明な施策等については、現行制度による要求とする。
- (4) 工事請負費の要求に当たっては、用地補償、実施設計等の進捗状況を確認したうえで、関係課や関係機関との協議が整理されるなど、年度内の執行完了が確実な事業費のみを要求すること。  
なお、財源については国県補助金等有効財源の確保につとめ、特に、主要な財源として不可欠な起債充当に当たっては、合併特例債の活用限度額が迫っていることから、可能な限り通常債の充当にて対応するものとする。
- (5) 要求にあたっては、これまでの議会審議（一般質問等）における市長答弁の趣旨を踏まえ積極的に取り組むとともに、監査委員からの指摘事項についても十分検討したものとする。  
また、職員提案審査結果についても可能な限り反映するよう検討すること。
- (6) 各部局の要求額は、別紙「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とする。

別表 要求基準表

経費の区分	要求基準
1 投資的経費	所要見込額を精査の上、各部局の枠配分額内
2 経常枠内経費	各部署または各部局の枠配分額内 <u>(前年度経常枠内経費額の2%を削減額とする。)</u> ※ただし、補助金や委託料等、予算要求要領に基づき適正に算出された額とする。
3 経常枠外経費（人件費、公債費）	所要の見込み額
4 経常枠外経費（扶助費等、法令等に基づくものに限る。）	決算状況による増減要因と新たな増減要因を十分に精査・分析した上での所要の見込み額
5 経常枠外経費（各特別会計繰出金）	各特別会計の決算状況と新年度の計画を精査した上でのルールに基づく所要の見込み額
6 経常枠外経費（一部事務組合等分担金、負担金）	算出方法を精査の上での所要の見込み額